
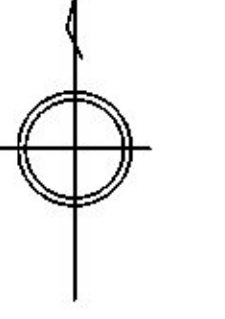
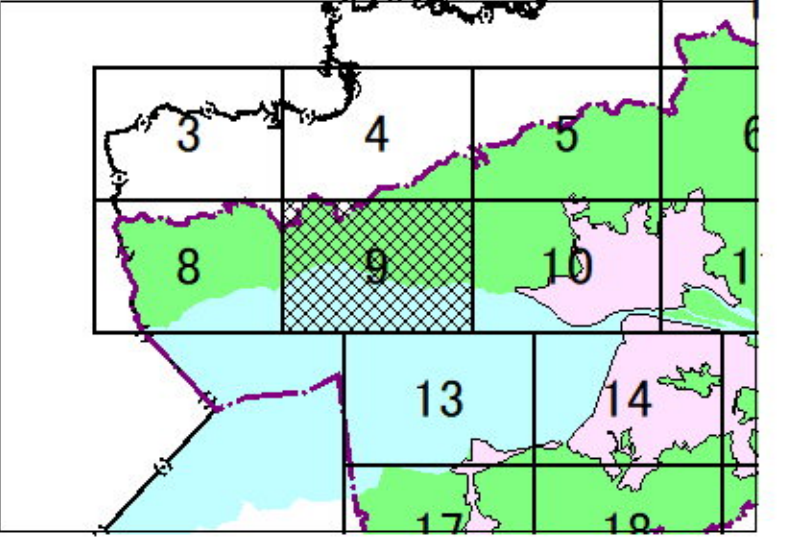


「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」区域図 NO. 9



表示の円は周辺500m又は300mのイメージです。
あくまでも参考としてご覧ください。



凡 例

「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」
にて区域指定している権利区域

	条例第3条の区域	A区域
	A区域のうち 主要道路の境界から50mの区域	B区域
	条例第6条第1号の区域	C区域
	条例第6条第2号の区域	D区域
	条例第6条第4号の区域(※1)	鉄道駅

災害ハザードエリア

	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり防止区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	浸水ハザードエリア(※2)

その他

	市街化区域
	市街化区域から2km圏
	大規模開発区域
	山陰道、国道
	都市計画区域界
	行政区域界

※1: 津ノ森、高ノ宮、松江カゲノガ、秋鹿町、
長江、朝日ヶ丘の各駅周辺域300m

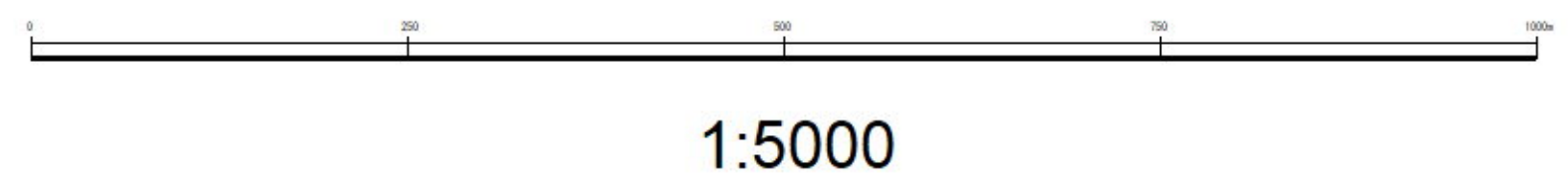
※2: 水防法に規定する浸水想定区域のうち、浸水
した場合に想定される水深が3メートル以上
となる区域

令和4年4月1日以降の権利区域の確認方法

権利区域のうち、災害ハザードエリアと重なって
いない区域が新たな権利区域となります。

例

	権利区域
	災害ハザードエリア
	権利区域から除外する区域



令和4年4月時点の区域図

- 本図面は市民サービス向上の観点から、市街化調整区域での土地利用の現況についてまとめて表示したものである。
- 本図面は、縮尺1:2,500の松江市都市計画図(平成19年~20年修正)を基礎として、縮尺1:5,000で取り合わせた図面に区域を表したものである。地形図として国土院の承認を得たものではない。
- 本図面に表示する区域については、概ねの区域を表示してあり、区域の詳細については、各担当部署において確認すること。
- 災害ハザードエリアは、令和3年4月時点における市街化調整区域内で災害リスクの高い箇所を表示している。